

【部会名：こどもの支援検討プロジェクト】

1 これまで検討した課題への取組みについて

課題	(1) 関係機関の間での療育支援等の情報（支援計画や支援経過・状況など）の共有の在り方について（例 顔が見える関係作り、情報共有の仕組み、ライフブックなど共通の情報ツール作り） (2) 学齢期における療育支援等のサービス利用の在り方について 就学前から学齢期まで（0歳～18歳まで）一貫した相談支援体制および療育の視点を取り入れたサービスの利用の判断は子どもの成長を支えていくための課題となっている。それぞれの課題を明らかにし整理する中で、こどもに関係するそれぞれの関係者が行っている教育、福祉、子育て、医療的な支援が、こどもの療育に反映されていく必要があり、療育システムの再構築についても検討を行う。以下（2）の課題整理を行う中で (3) こどもにおける相談支援体制とこども発達支援センターの役割について (4) こどもの関係機関におけるネットワークづくりについて（既存の仕組みの再考） (5) こどもの療育等支援に関する課題検討チーム
目的	学齢期における児童の成長を支えるネットワーク作りを見据え、問題解決に対して、誰が中心となってコーディネートを行っていくのが、児童や家族にとって相談しやすいものになるのかを検討をしたい。また、情報共有のツール作りについても検討を行いたい。
取組み	第 1 回～第 7 回 H30 年 1 月 10 日まで会議を実施済み * 小学校入学時の引き継ぎの進め方について、幼稚園、保育園、児童発達支援、保健センター、保健所それぞれから現状報告と課題の共有 ・私立の幼稚園については、個人情報ということで、園によって引き継ぎのあるなしも違っている。 ・支援学級に在籍せずに、通常学級で入学した場合に、本来、支援が必要かどうかは教師それぞれの感じ方が影響してしまう。 ・不登校の場合の教育現場の対応（障がいがない場合）学校から必要に応じて適応教室へ。（障がいがある場合）学校以外で不登校の子どもの受け皿がない。そのため、通学の付き添いや日中の受け止めとして、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援を活用しているケースがある。→適応教室の中にも発達障害などの疑いのある児童はいるが、障害ゆえの対応が必ずしもできるわけではない。 * 教育委員会 SSW の西野氏にメンバーに入ってもらい、学校現場での配慮がいる子や気になる子の取り扱いや SSW の学校での役割について説明を受け、今後の連携の在り方や学校側の窓口として調整していくことを確認。 * 事例から検討 不登校児童で本人/家族から（学校を休んでいるが）放課後等デイサービスの利用の希望があった場合 教育支援計画の提出を求めているが、実際は、年度当初にたてた計画では、不登校に対する方針は書かれていないことがほとんどであり、意味があるのか？それよりも各機関が課題を共有し、方針がもつことが必要。（サービス担当者会

	議や相談支援専門員がたてる、障害児支援利用計画で理由や方針を明らかにしてはどうか) * 就学児の相談支援機関について 就学児への相談支援機関は10年前にすみわけをしている。 □ 支援学級所属児童→窓口はこども発達支援センターになる。→現状は、継続した相談ではなく単発である。 □ 通常学級所属児童→窓口は教育センターになる ※ 他の事例（例えば、学校では特設課題が見えてこないケースだが、自宅では課題がある（暴れているなど））もある。単発で終わらせたいけない。どう整理していくのかが課題。 * 引き継ぎツール こども発達支援センターで0歳～18歳のライフブックを検討中
--	--

2 部会の構成メンバー

機関	団体	担当者
特定相談支援事業所	くらしの支援センターみんなのき	大西
特定相談支援事業所	ねばーらんど	和田
放課後等デイサービス事業所	あおぞらクラブ	杉山
児童発達支援事業所	とことこ	鳥居
大阪府	吹田保健所	岡下
吹田市	こども発達支援センター	宮住 / 景山 / 宮本
	保健センター	久本
	指導室	大江 / 松本
	教育委員会 SSW	西野
	障がい福祉室	長尾 / 西本
	内本町地域保健福祉センター	良本
	亥子谷地域保健福祉センター	嘉儀
学校	吹田支援学校	若松

3 開催状況

- 概ね 1～2 ヶ月に 1 回

4 今後の予定

これまでの議論を整理し、今後の方向性を確認する。今後のこどもの課題に対して、部会（プロジェクト）をどうしていくか方向性を確認する。議論途中で時間が超過したため、最終的な方向性の確認は、次回以降の会議に持ち越し。

まとめの柱は以下の通り。

- ① 学齢期の子供たちの各機関のやりとりがスムーズにできるように、課題がある児童もそうでない児童に対しても、児童の成長と一緒に支えていく立場で連携を図っていく。カンファレンスの開催や必要な情報のやりとりがしやすくなるように窓口を明らかにし、仕組み作りを行っていく。

＜カンファレンス等の持ち方＞

対象児童として、①課題のある児童は、これまでも双方（教育、福祉）の呼びかけで開催をしてきているが、②特に困っていないが、多くの機関が関わっている児童については、定期的なカンファレンスを開催することで連携を図りやすくなる。③長期的にこどもの発達、状況をみていく必要があるようなケースの場合は、学校側の参加は可能なのか？周知の課題は残っている。

- ② 障がいのある不登校児の支援について（学校、福祉サービスの連携のはかり方）

提案を行う。（他市では、独自に障がい児を対象にした適応教室を設置しているところもあるが、いずれにせよ支援学校の生徒は市の管轄ではない、そもそもは各学校でまず関わりを作っていけることが大切なため、不登校の児童の

- ③ 各相談窓口が、単発でなく、途切れない支援へとつなげていくための課題提議
障がい福祉サービスの利用の可否を決める窓口では、障がいの見立てやこども本人の療育上必要と思われるサービスや量の判断が難しく、親からの申請が基本となっている。早期療育や発達相談などでの経過や結果をふまえて、より子どもにあったサービス利用や療育がすすめていけるように、こどもの発達全般に対する相談や課題のとりまとめができるような窓口は必要ではないか？

- ④ 引き継ぎツールについて こども発達支援センターにて作成中

- ⑤ こども支援部会の設置の提案（するかどうか検討中）

こどもの成長や発達をみていく上で、子ども自身と子育てを支える両面の支援が必要である。教育、福祉、医療保健、子育てなどいろんな関係機関との連携が不可欠であり、相談の第一歩は、いろんなところから始まっている。

課題がみえても、部署がまたがっていると、これまでも制度間の狭間で解決が難しい場合もあった。そのため、部会の目的としては、実務者レベルで課題を共有し、学習や懇談などを通して、顔見知りの関係、連携とりやすい関係作りをめざしていきたい。

【部会名：通学支援検討プロジェクト】

1 これまで検討した課題への取組みについて

課題	通学支援の必要性等、実態を把握し、制度の必要性及び対象について検討していく。(医療的ケアを伴う児童の通学支援について)
取組み	① 5 月 9 日 第 11 回 通学支援検討プロジェクト →吹田市における医療的ケアを伴う児童の実態把握及び課題の確認 ② 6 月 6 日 箕面市の通学支援の現状把握のための聞き取り (別紙参照) ③ 7 月 5 日 第 12 回 通学支援検討プロジェクト →箕面市の通学支援制度の現状確認及び吹田市における通学支援の在り方検討 ④ 8 月 31 日 枚方市の通学支援の現状把握のための聞き取り (別紙参照) →枚方市の通学支援制度の現状確認及び吹田市における通学支援の在り方検討 ⑤ 10 月 5 日 第 13 回 通学支援検討プロジェクト →医療的ケアを伴う児童の通学支援についてのまとめ ⑥ 11 月 14 日 第 14 回 通学支援プロジェクト →医療的ケアを伴う通学支援についての提案内容の確認 ⑦ 12 月 18 日 第 15 回通学支援プロジェクト →吹田市自立支援協議会運営委員会を論議を踏まえて、提案内容の確認 ⑧ 2 月 15 日 第 16 回 通学支援検討プロジェクト (予定)
評価	平成 29 年度の通学支援プロジェクトでは、医療的ケアを伴う児童の通学支援について検討した。吹田市に在住している箕面支援学校の在学児童の現状や課題を把握することから始まり、通学支援を制度化している箕面市、枚方市に経過や概要などの聞き取りをした。箕面市、枚方市の制度を参考に、通学支援検討プロジェクトで検討し、医療的ケアを伴う児童の通学支援の制度化に向けた見解をまとめた。

2 部会の構成メンバー

生活支援センターあおぞら	柏木	箕面支援学校	藤嶋
ケアステーションふくちゃん	福西	指導室	大江
コスモス吹田	富士野	指導室	松本
かすみそう	渡辺	障がい福祉室	西本
千里丘デイサービス	谷口	障がい福祉室	中井
吹田支援学校	若松	亥の子谷地域保健福祉センター	松山

3 開催状況 平成 29 年 5 月～平成 29 年 12 月の期間 (月 1 回程度)

4 今後の予定 平成 29 年 2 月 15 日 第 16 回通学支援プロジェクト (終了予定)

1. はじめに～

平成 29 年 2 月 6 日の吹田市自立支援協議会に、通学支援に伴うヘルパー派遣の提案を行い、吹田市（障がい福祉室等）で制度化に向けた検討をしていくことを確認しました。一方、医療的ケアを伴う児童のケースについては、前回の吹田市自立支援協議会で提案した内容では、対応することが困難なケース【車両確保、支援者の資格（看護師等医療的ケアが可能な支援者に限る）などの課題】もあるため、医療的ケアを伴う児童の通学支援については、別途提案することになっていました。そこで、今回は医療的ケアを伴う児童の通学支援について提案したいと考えています。

《通学支援に伴うヘルパー派遣の提案内容》

- ・ 移動支援事業による支援対象者範囲の拡大
- ・ ヘルパー確保における加算の創設及び研修等の開催
- ・ 通学支援の制度化

2. これまでの経過～

たん吸引や経管栄養など医療的介助が日常的に必要な「医療的ケア児」の通学について、自治体が支援する動きが広がり始めています。安全確保の観点からスクールバスの利用を制限される場合が多く、保護者の送迎等（訪問籍の児童も含む）が負担になっています。自治体によっては、看護師等による送迎代行や介護タクシーを活用し、通学の壁を取り払おうとしています。しかし、予算の確保や安全などが課題になっています。しかし、学校での家族以外との交流は子どもの発達にとって重要になるため、家族負担（毎日の学校までの送迎、親が働けない状態、訪問籍の場合は、毎日自宅に子どもが居るため 24 時間の介護など）の軽減も含めて検討し具体化していく必要があります。

さて、通学支援プロジェクトでは他市町村の通学支援に関する状況を把握するため、箕面市（平成 29 年 6 月 7 日）、枚方市（平成 29 年 8 月 31 日）を訪問しました。両市とも、「通学を保障すべきである」という理念からスタートし、通学支援を制度化してきました。また、障がい福祉室、教育委員会（学校も含む）が通学支援の必要性を認識した上で、それぞれの所管が役割を果たしながら、通学支援に対する議論を重ね、具体化してきました。

今回の両市の通学支援に関する状況、全国の「医療的ケア児」の通学の状況、箕面支援学校及び吹田市内の小・中学校の状況を含めて、通学支援検討プロジェクトで論議し、以下の提案を行います。

3. 医療的ケアを伴う児童の通学支援についての提案

①福祉タクシーの活用

医療的ケア児が安全確保の観点からスクールバスの利用ができない場合、学校に登校するためには家族の送迎が不可欠になっている現状がある。また、その家族の送迎が条件になっていることから、医療的ケア児の学校登校が不安定になっているケースもある。（特に支援学校のケース）家族の負担軽減及び医療的ケア児の登校の安定には家族以外の車両の確保が重要になってくる。現在、介護タクシーが普及してきている中では、車両の確保という観点で福祉タクシーの活用も視野に入れることは可能になる。しかし、毎日福祉タクシーを利用するとしても、経済的な面で現実的ではないため、何等かの行政的な支援（経済的な補助など）が必要になる。（現在の福祉タクシー運賃の一部助成のような制度を通学支援の課題に合わせて検討するなど）※1 回 500 円の助成（年間 48 枚上限）

②ヘルパー（喀痰吸引等の研修終了者）の確保

現在、医療的ケアを伴う障がい児者の支援ができるヘルパー事業所は数少ない現状がある。（1 事業所当りのヘルパー人数も少ない）まずは、医療ケア児の支援ができる事業所を増やしていくことが医療的ケア児の通学保障に繋がっていくと考えている。ただ、事業所として登録する場合は、ヘルパーの喀痰吸引等の実務研修、実地研修だけでなく、膨大な書類等の作成実務が必要になってくる。そのような現状を踏まえて、医療ケア児の支援ができる事業所を増やしていくためには、以下の課題があると考えている。

- ① 喀痰吸引等の研修の定期開催及び研修斡旋
- ② 事業所登録の仕組み（公募による委託も含めて）
- ③ 財政的な支援（喀痰吸引等の実務研修及び実施研修の費用など）
- ④ 移動介護事業の範囲の拡大

※重度訪問介護の際、外出先に於いても喀痰吸引などの医療ケアが認められている。ただ、現在の吹田市における移動介護事業の範囲においては、痰吸引などの医療的ケアは認められていない。通学支援に限り、医療的ケアを認めていくなど移動介護事業の範囲を拡大するなどの対応も必要になってくる。

上記の課題を含めて検討していくためには、仕組み作りや一定の財源確保が必要になってくる。

③ 医療ケア児の通学保障の意義及び今後の進め方について

2016 年 4 月 1 日より、「障害を理由とする差別の解消を理由とする法律（以下、障害者差別解消法）」が施行されました。この法律は、障がいによる差別を解消し、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的として制定させました。障害者差別法に書かれている「差別」には 2 つの意味が含まれています。1 つ目は「不当な差別的取扱い」、2 つ目は、「合理的配慮の不提供」という「差別」です。今回の医療的ケア児の通学保障は、「合理的配慮の不提供（＊合理的配慮：障がいのある人が障がいを理由として差別されることがなく、障がいのない人と同じように社会生活を送れることを目的とすること）」にも関わる課題で

す。ただ、この通学保障の課題については、福祉か教育かのどちらが責任を持って進めていくかが焦点になり、中々制度化には至らない現状があります。今回、箕面市、枚方市に通学支援の制度についての聞き取りに行った際も、同じような課題に遭遇しました。ただ、箕面市も枚方市も「通学を保障すべき」という理念に基づき議論を重ねて、制度化に至った経過があります。吹田市においても、吹田市自立支援協議会の運営に責任を持っている障がい福祉室が中心となり、関係機関と協議を重ねて、医療ケア児の通学保障を実現していくことが求められます。

※箕面市、枚方市いずれも障がい福祉室が中心に制度化を実現している。

～参考資料～

《箕面市の通学支援の状況》

◆**理念**：「基本的には、通学保障をすべきである」

◆**対象**：箕面市に在住する医療的ケアが必要な児童且つスクールバスに乗車できない児童対象

◆**事業**：平成 27 年 1 月より事業スタート

福祉有償運送（ゆずるタクシー）

モデル事業（3 年間）は、2017 年 12 月に終了するため、2018 年 1 月以降は、完全民間委託をする予定。（通学支援は継続していく方向）

添乗は、移動介護を活用（介助者）し、1 時間を上限。支給決定：移動介護〇〇時間/月（学校・学童送迎〇〇時間/月）※その他、学校教諭・補助員、保護者が添乗。

◆**委託**：シルバー人材センターに委託（運転手：1 時間上限：1,200 円補助）

◆**財政**：28 年：480 万円（決算）、29 年：590 万円（予算）

◆**所管**：小中（教育委員会）、支援学校・高校（障がい福祉室）、財政（政策室）

◆**車両**：箕面市が準備（現在 12 台、その内 8 台を通学支援に活用）

◆**利用状況**：箕面支援学校 8 名、府立高校 1 名、公立小中 20 名程度

◆**利用方法**：自宅から学校、学校から自宅。また、介助者を自宅から添乗。

◆**契約**：利用者と事業者との契約。（事業者が車両の手配をする）

箕面市は、ゆずるタクシーの利用が可能になったことを利用者に連絡のみ。

◆**利用料**：ゆずるタクシー（無料）、添乗は、移動介護事業の規定により自己負担。

◆**その他**：高齢者の通院などの支援も行っているため、支援する児童の人数によっては、車両の確保が課題になる。

《枚方市の通学支援の状況》

- ◆理念：「特例ではなく、困っている人が利用できる制度」
- ◆対象：枚方市に在住する障がいのある児童・生徒対象（高校生までが対象）
- ◆事業：平成 24 年 10 月より、障害児通学支援事業スタート
事業は、法人（NPO 法人も含む）に限定。一定の支援者を確保するために、講習会や（講習時間：3.5～4 時間、費用：無料）出前研修を実施。（支援センター職員対応）
また、ガイドヘルパー講座開催。（年 2 回、ローカル資格、受講料必要。支援センター職員や精神科医が講師）保護者、学校に聞き取り調査（支援センターに委託）を行い、それに基づいて支給決定。
- ◆財政：28 年：1440 万円
- ◆所管：障がい福祉室（学校長の意見書が必要な場合がある）
- ◆利用状況：利用状況：50 名程度（当初は 100 名）
- ◆利用方法：学校から自宅の往復だけでなく、日中一時、放デイへの移動も可能。
基本的には、自宅玄関から教室までの移動。（車椅子などには予め移乗した状態からの支援）入学して 1 ヶ月後から通学支援事業の検討。（入学時からの利用ではない）
- ◆契約：利用者と事業者との契約
- ◆利用料：1,600 円（1 時間まで）15 分までごとに 400 円加算。利用者負担は、生活保護、非課税世帯は 0 円、課税世帯は 2,000 円/月を上限。
- ◆その他：不登校の児童や頻繁に吸引などの支援が必要な児童については支援できていない。

通学支援検討プロジェクト 報告書

2017 年 2 月 6 日

1. これまでの経過～

「通学支援の必要性等、実態を把握し、制度の必要性及び対象について検討する」ことを目的に平成 28 年 2 月 18 日に通学支援検討プロジェクトを立ち上げました。まず、吹田・摂津・箕面支援学校に在籍している児童・生徒を持つ家族を対象に「子どもたちの通学支援等に関わるアンケート」を実施しました。（実施時期：平成 28 年 4 月～5 月、回収状況：吹田支援学校 222 名中 178 名回収、摂津支援学校 84 名中 68 名回収、箕面支援学校 31 名回収）また、地域の学校に在籍している児童・生徒については、支援学級に在籍しながら、保護者等の付添いが必要な児童・生徒を対象に「支援学級在籍児童・生徒に係る登下校時の付添い調査」を実施しました。（実施時期：平成 28 年 6 月～7 月、回収状況：92 名）アンケート及び調査の結果を受けて、通学支援に対するニーズの整理、方向性について、通学支援検討プロジェクトで議論をしました。（平成 28 年 7 月～12 月）その議論を経て、大きく分けて 2 つのケースに分類することができました。1 つ目のケースとしては、通学できない理由や通学支援が必要な場面などは多種多様にありますが、ヘルパー等の支援が可能になれば一定解決できるケースです。もう 1 つのケースは、医療的ケアを伴う児童・生徒のケースです。ただ、このケースについては車両確保や支援者の資格（看護師等医療的ケアが可能な支援者に限る）等の大きな課題があるため、他市町村の支援状況等を把握した上で、再度通学支援検討プロジェクトで検討していきたいと考えています。今回は、前者のケースについての提案を行います。

（※下線の部分についての提案）

2. 通学支援に伴うヘルパー派遣の提案～

①移動支援事業による支援対象者範囲の拡大～

現在吹田市では、障がいのある児童・生徒の状況及び家庭の状況等（介護者の身体状況等）により、例外的に移動支援事業による通学支援を一定期間認めている。その通学支援の範囲をアンケートや調査等から明らかになった範疇まで拡大する。

（１）現在吹田市において例外的に移動支援事業による通学支援を認めるケース

- ア 保護者自身に障がいがある、または病気・ケガをしている場合
- イ 兄弟姉妹に未就学児がおり、本人の通学と兄弟姉妹の保育所等への送迎が重なり、家族で対応できない場合
- ウ 兄弟姉妹に障がい児がいる場合
- エ 本人が行動障がいなどを有し、家族だけの対応が困難な場合
- オ 保護者が妊娠中で産前産後 8 週間の場合
- カ 保護者の支援力の弱さ等、例外的な理由に当てはまらない場合（診断書がない場合）
- キ その他特別な事情がある場合

※いずれの場合も理由を証明する書類の提出が必要（診断書等）

（２）通学支援検討プロジェクトで検討した結果、新たに通学支援が必要なケース

- ア 体調不良等、一時的な保護者の理由により付き添いが出来ない場合
- イ ひとり親世帯且つ非課税世帯（生活保護世帯も含む）で、就労を理由に通学支援ができない場合（就労証明書など）
- ウ クラブ活動等によりスクールバスの利用が出来ない場合
- エ 自力通学に向けての見守り支援が必要な場合

オ 毎日親が子ども（障がい児童）の通学支援を行っている場合（レスパイト的な支援）

②ヘルパー確保における加算の創設及び研修等の開催～

現在の移動支援事業による通学支援は、報酬が片道のみで算定になっているため、登録ヘルパーでの支援が難しくなっている現状もある。今後、移動支援事業による支援対象者範囲の拡大を検討する中では、今以上にヘルパーの人数確保が必要になってくるため、通学支援を行う場合に限り、往復等が報酬算定できるような通学支援独自の加算が必要になってくる。また、ヘルパーの人数そのものが少ない現状の中では、移動介護従事者養成講座等の定期的な開催を行い、ヘルパーの確保をする必要がある。

③通学支援の制度化～

現在吹田市では、例外的に移動支援事業による通学支援を認めているケースがある。ただ、現行の通学支援を認めているケースは、制度化されたものではないため、すべての障がいのある児童・生徒を持つ家族等が利用（吹田市に相談することも含む）することができていない。今後は、通学支援を必要としている障がいのある児童・生徒を持つすべての家族が通学支援を利用することができるように、吹田市の制度として位置付け、アナウンス（吹田市のホームページに移動介護事業における手引きを掲載する）などの広報活動の徹底が必要になる。

【部会名：介護保険サービス移行に関する課題検討プロジェクト】

1 これまで検討した課題への取組みについて

(1)

課題	障害のある方が 65 歳を迎えた際に介護保険サービスの利用が優先となることで引き起こされるさまざまな課題（いわゆる 65 歳問題）に対して、実態を把握し、スムーズかつ安心して移行できるよう課題の解決に努める。
目的	障がい事業所・介護保険事業所がお互いの制度を理解し、ネットワークを広げコミュニケーションを図る。 課題の解決に向けて、政策の提言も視野に入れて取り組む。
取組み	課題の共有から、アンケートの実施、提言、まとめに向けて検討を行ってきた。アンケートから実態を把握し課題整理を行う中で、制度の問題だけではなく、実務者レベルで解決ができる（しなければならない）問題点も見出すことができた。

2 部会の構成メンバー

■連絡会などの機関より

機関	団体	担当者
居宅介護等事業所連絡会	コスモス吹田	富士野
居宅介護支援部会	あす〜る吹田	菊澤
通所介護部会	亥の子谷デイサービスセンター	益田
—	社会福祉協議会	水田

■吹田市地域自立支援協議会より

機関	団体	担当者
居住支援部会	さつき福祉会／グループホーム事務局	伊藤
日中活動部会	ヒューマン福祉会／第 1 ヒューマン	藤井
日中活動部会	のぞみ福祉会／きらめき	布原
当事者部会	—	細田

■吹田市より

機関	所属部署	担当者
吹田市	内本町地域保健福祉センター	小松
吹田市	千里NT地域保健福祉センター	森田
吹田市	本庁／障がい福祉室	田中
吹田市	本庁／高齢福祉室	平井
吹田市	本庁／障がい福祉室（基幹相談・事務局）	西本

3 開催状況

第 4 回 平成 29 年 8 月 18 日（金）

- ① 65 歳を迎え障害福祉サービスから介護保険制度へ移行となった方の実数報告
- ② アンケート調査回収状況について報告（回収 135 件）

第 5 回 平成 29 年 9 月 29 日（金）

- ① アンケート調査結果について報告（回収 135 件）
- ② 参考資料からの考察
- ③ 吹田市ととしての地域課題

第 6 回 平成 29 年 10 月 27 日（金）

- ① 今後のまとめに向けて
 - ・現状から取り組みが可能な事
 - ・長期的に整備したいこと

4 今後の予定

- ・現状から取り組みが可能な事に関して、始動していく。

障害のある方が 65 歳を迎え介護保険サービスに移行する際に起こる影響の
実態調査のためのアンケート結果

目的 障害のある方が65歳を迎えた際に介護保険サービスの利用が優先となることで引き起こされるさまざまな課題(いわゆる65歳問題)に対して、実態を把握して行くことが必要として市内の関係機関を対象に行った調査である

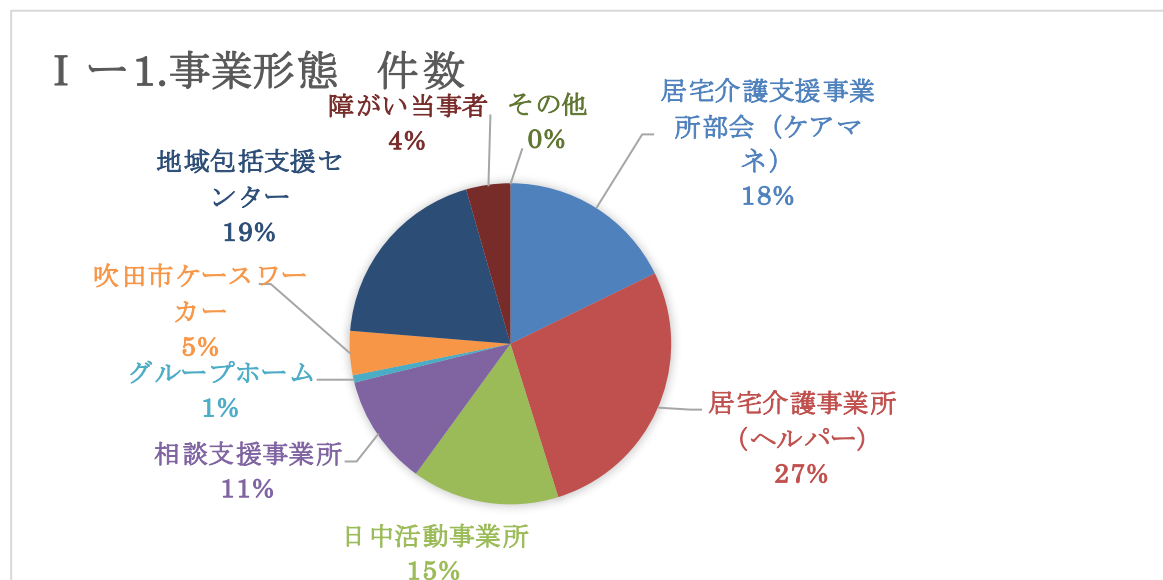
■実施主体 吹田市自立支援協議会 介護保険サービス移行に関する課題検討プロジェクトチーム

■実施期間 2017年6月～7月

■アンケート回収 135 件

I-1. 事業形態

種別		件数
介護保険関係	居宅介護支援事業所部会(ケアマネ)	24
	居宅介護事業所(ヘルパー)	37
障がい関係	日中活動事業所	20
	相談支援事業所	15
	グループホーム	1
行政関係	吹田市ケースワーカー	6
	地域包括支援センター	26
その他	障がい当事者	6
	その他	0



II-1. 利用者の状況

① 65歳を迎えられた方

いた		いなかった	
件数	割合	件数	割合
92	68.1%	43	31.9%

※割合はアンケートの
総数に対して算出

② サービスの移行に
際して利用の抑制
など問題が発生

した		しなかった	
件数	割合	件数	割合
61	66.3%	36	39.1%

※割合は65歳を迎えられ
た方がおられた件数に対
して算出

Ⅱ-2. 移行に際して問題が発生した事案

① 発生した事案の件数

件数	割合
203	220.7%

※割合は65歳を迎えられ
た方がおられた件数に対
して算出

② 発生した内容

NO	内容	件数
1	・支給量減	11
2	・家事援助の1回あたりの利用時間減	15
3	・一回あたりの時間数が短くなる	1
4	・移動支援の支給量減少	1
5	・訪問回数が減少	1
6	・事業所変更	12
7	・障がい日中サービス継続を希望(デイの拒否)	2
8	・移行が納得できない(サービスの中止など)	5
9	・認定調査(介護)遅れ(説明不足も)	5
10	・自己負担増(サービス利用・車いすなど)	24
11	・同居家族がいたため、家事援助を受けられない	5
12	・同居家族がいたため、ケアマネと介護保険課との調整が必要	1
13	・同居家族の介護認定が必要になった	1
14	・介護保険とのすり合わせが難しかった(ケアマネの障がいの理解不足も)	4
15	・院内介助対応不可	4
16	・介護保険で自立判定がでたことで使えなくなった	2
17	・必要なサービスをとれなくなってしまう、無償で事業所が対応している	2
18	・障がいのサービスを利用するために毎年審査をうけなければならない	2
19	・必要なサービスをとれなくなってしまう、無償で事業所が対応している	2
20	・移行を行政から言われたが、重度の身体障がい(頸椎損傷)のため介護保険事業所で受け入れてくれる事業所がなかった	1

21	・必要なサービスを提供できる供給量が不足しているため事業所の実態に合わせた計画になりがち	1
----	--	---

③ その後の経過

	件数	割合
サービスの利用を辞めてしまった	16	7.9%
そのまま、何も状況は改善していない	59	29.1%
状況を改善することができた	54	26.6%

※割合は発生した事案の件数に対して算出

④ 改善できた理由

NO	内容	件数
1	・理解、納得されるまで事情説明を行った(本人の諦め含む)	8
2	・65 歳到達前から介護保険へ移行する事を本人(家族)に説明したことで、スムーズに進めることができた(地域包括・CW・CMなどとの連携も必要)	5
3	・信頼関係構築に力を入れた	1
4	・介護保険ではリハビリのメニューが充実しているので、移行したことで通所リハなどが利用できるようになって喜んでおられた	2
5	・シルバー人材派遣(代替サービス)を頼んで安い利用料で1部対応されている。	2
6	・障がい支援のサービスを現状のまま受けられるようになった。	2
7	・介護保険と障がいを併用することで不足部分を補えた	6
8	・生活保護を受けられたことで経済的な負担が減った	2
9	・1回の時間数が減ったことに対しては1日の回数を増やすことで対応した	2
10	・行政の例外措置によって対応していただいた。	2
11	・支援1となったが、区分変更を申し立て、非該当となり、以前よりも多いケア時間をセルフプランで要求した。	1
12	・小規模多機能を利用することで、通い、泊まり、ヘルパーサービスを同一事業所からできることになり、本人、家族も混乱なく、スムーズに移行できた。	1

全体的には、障がい福祉サービスと介護保険サービスとは、制度の目的も違い、支給量も異なる事が大きな課題との意見が多く出ている。

・特に、身体介護の人の場合は、事業所の変更や相談支援からケアマネへの変更での問題が多い。

知的や精神の人の場合、65 歳ではまだ毎日日中活動を利用しており、介護保険サービス移行そのものが必要かどうか課題となる人も多く、制度的な決まりが優先することによる問題が生じている。

・受け入れ側の、介護保険サービス側の意見としては、以下の3つの記述が多い。

①介護保険側の障がい者サービスの理解不足によってスムーズに移行できてない。

②移行時に、利用者になんとか理解・納得してもらうことが大切。

③利用者によっては、急な移行ではなく、3 年-5 年ほどのゆったりとした移行も必要。

提 言

吹田市地域自立支援協議会 介護保険サービス移行に関する課題検討プロジェクト

障害福祉サービスから、介護保険サービスへの移行を円滑に進めるにあたって、以下の提言にまとめた。

- ① 障がい者が 65 歳を迎え、介護保険サービスへの移行にかかる支障を軽減させるために、65 歳を迎える前の期間を定め、障がいと高齢分野での引継ぎを行うためのシステムを構築する。

また、サービス移行時には、計画相談支援専門員からケアマネジャーに引き継がれることから、双方を交えた形を作ることも併せて検討すべきである。

- ② 障がい、介護保険そもそもの制度の違いが明確なのに、サービス供給量の違いなど、各自が主張を繰り返すだけでは利用者にとって不利益にしかない。相互に制度理解する機会が必要。
- ③ 移行に際して、「障がい、高齢どちらにも対応できる事業者のリスト」や「移行時の流れや制度の相違点をまとめた説明用の資料」などの整備も有効である。
- ④ 制度の移行に際しては、双方の事業に類似した事業として「生活介護」＝「デイサービス」、「居宅介護」＝「訪問介護」などがあげられるが、制度設計が根本的に異なるのに、無理にスライドさせようとするところに問題が生じる。(参考資料①参照)

65 歳以降も必要に応じて障がいサービスを継続できるように制度の中でも認められてはいるが、基準が分かりにくいのが実態である。実際の判例をもとに判断基準を明確にしておくことが必要である。

- ⑤ 介護保険利用時の利用料の軽減措置

障がいから介護保険に移行した際の最大の障壁となるのが利用料負担といっても過言ではない。

所得が十分に保証されていない障がい者が、障がい者施策では減免対象になっていたのに、介護保険に移行した際に利用料が発生することに、問題が生じるのは当たり前のことである。

来年 4 月より、国の施策では非課税世帯への軽減措置が提案されているが、軽減対象外となるケースについては、市独自の軽減策の創設など対策が求められる。

参考資料①障がい福祉サービスと介護保険サービスの相違点

参考資料②事業所及び当事者へのアンケート結果報告

参考資料③アンケート自由記述（整理分）

【部会名：医療課題検討部会】

1 これまで検討した課題への取組みについて

(1)

課題	障がいのある方が適切に医療を受けるための制度や支援の充実。
目的	入院時コミュニケーション支援事業、情報提供カードの周知。
取組み	まだ事業の内容を知らない事業所もあるため、吹田市が事業自体の周知を行うことが必要だと思う。実績が少ないのも事業を知らないから申請していない例があるとも推測される。情報提供カードの共有と合わせて周知方法を検討していただきたい。

(2)

課題	こどもの頃からのかかりつけ医の重要性の周知
目的	18 歳になり障がい福祉サービスを使いたいと思ったときに慌てて意見書を書いてくれる医師を探すことが難しいので、あらかじめ保護者にそれを周知し、できればかかりつけの病院や診療所を持つことを勧める。
取組み	支援学校では校医の先生も多く困ることが少ない。地域の支援学級に通う子どもの保護者に伝えることが大切という事を確認した。教育委員会や障がい福祉室でその取組みを始めてほしい。

(3)

課題	医療関係者における障がい者理解の促進
目的	事業についての説明だけでなく、障がいのある方が安心して受療できるには医療関係者における障がいの理解も必要である。医療と福祉が情報を共有し、ともに理解を深めるネットワークの構築を目指す。
取組み	済生会吹田病院と部会の懇話会を継続かつ拡大。また吹田市民病院でも何らかの取組みができないかと模索中。少しずつではあっても確実にお互いの役割を理解したうえで、課題の解決に向けて連携できる体制づくりを目指す。

2 部会の構成メンバー

機 関	団体名	担当者（☆部会長）
医療機関	吹田市医師会	☆角谷 岳朗
	吹田市歯科医師会	千原 耕治
	済生会吹田病院	戸川 啓史
		川口 真里子
		尾上 淳子
	済生会千里病院	岩間 紀子
	大阪大学医学部付属病院	杉岡 まどか

平成 30 年 2 月 9 日

	吹田市民病院	齊藤 健二
教育・児童機関	吹田支援学校	志田
大阪府	吹田保健所	門田 繁夫
吹田市	基幹相談支援センター	西本 真紀
ワーキングメンバー	エスペランサ	中山 恭子
	さつき福祉会	伊藤 成康
	サポいちえ	桂木 祥子
	サフラン	本宮 知純
	ねばーらんど	和田 真美

3 開催状況

年 4 回 第 1 水曜日

4 今後の予定

- ・事業の対象外となってしまう人たちへの支援をどうしていくかの検討
- ・病院との連携、ネットワークの構築についての検討

【部会名：精神障がい者支援部会】

1 これまで検討した課題への取組みについて

(1)

課題	①実際に精神障がい者の使える資源が少ないこと、また福祉サービスの情報が届いていないことで、必要であるのにサービスを使えない場合が多いことについての改善 ②精神障がいの特性から支援が困難であると感じる事業者が多いことの改善 ③多職種連携のコーディネートを行う基幹相談支援センターの充実
目的	使える事業所を実質的に増やし、基幹相談支援センターが充実することで、より多くの情報を当事者に届けることができる。 (情報を届ける取組みについては部会において検討する)
取組み	特に福祉サービスにおいては事業の内容によらず支援の難しさを感じるという意見が多く、医療系サービスは福祉サービスとの連携、役割分担等が難しいという意見が多かった。障がい特性の理解、医療との連携の方法等、実際の支援につながる方法を検討する。また、いろんなサービスをつなぐ基幹の役割も重要であるので、実現可能で具体的な役割について検討する。

(2)

課題	上記の課題を具体的に把握し解決策を見出すために、支援者から見てサービスが必要と思われるが、実際にはつながっていない例を挙げてもらう。
目的	それを数値化し把握するためのアンケートを行い、集計、考察を行ない、今後の検討材料とする。
取組み	部会で意見を交換しながら、ワーキングチームでアンケートを作成。現在集計中であり、今年度中に集計、考察の作業を終える。その結果をもとに来年度取り組むべき課題に優先順位をつけ検討する。

2 部会の構成メンバー

団体名	担当者(★部会長 ☆WT)
医療法人松柏会 榎坂病院	☆芝原 真由美
角谷クリニック	豊田 康孝
ACT-ひふみ	☆遠嶋 哲史
アユース WEST	☆藤原 陽子
指定特定相談支援事業所 すてっぷ吹田	☆千田 美津男
地域活動支援センター シード	★中山 恭子
居宅介護事業所 ハート介護	星 久美子
パレット (ハントン訪問看護ステーション 共同生活援助)	西井 拓也
生活介護事業 ブルーリボン	☆下郡 竜太郎

平成 30 年 2 月 9 日

自立訓練 フルハウス	桑田 州
すいた就業・生活支援センター	五十嵐 美加
短期入所 みんなのき	☆西村 具通
社会福祉協議会	長谷川 淑子
大阪府吹田保健所	☆中川 尚代
当事者部会	原田 清彦
淀川共職業安定所	平松 博之

3 開催状況

部会開催（実施済み）平成 29 年 5 月 23 日（火）、9 月 26 日（火）

・アンケート作成、実施

※平成 30 年 1 月 30 日（火）

資料送付段階では未実施。内容については当日口頭で報告。

4 今後の予定

- ・別添アンケートについての考察、そこから見えてくる課題の整理、解決策の検討を行う。

精神障がい者支援部会（全体会報告用）

○福祉サービスの情報が少なく、希望しても利用できなかったケース

40 代男性 統合失調症 19 歳時発病 年金無し 生活保護

通算 10 年の入退院の中で家族と縁が切れて一人暮らし 最終入院 10 年前

4 週間に 1 回の通院と週 3 回の精神科訪問看護で服薬管理をしてもらいながら生活している。病院からは福祉サービスの情報がほとんどなく、待合室で知り合った他の患者から作業所のことを聞き、その人に連れられて見学に行く。利用したいと思ったが、職員から市役所で手続きが必要と言われ、市に相談。認定調査、主治医に意見書を書いてもらう事を頼むところまではうまくいったが、受給者証が発行されるまでの約 2 か月の間に、だんだん不安が高まり病状不安定になる。主治医に今の状態では作業所は無理だと言われたため、これから先も無理だと言われたと思ってしまい、二度と行く気持ちになれなかった。

○福祉サービスの支援が途切れてしまうケース

30 代女性 双極性障害 父子家庭で父親の帰宅は夜中になることもあるため、本人の病状の変化に気づきにくい。24 歳の時にクリニックのケースワーカーから作業所を紹介され、一応通所先はある。

そう状態の際には就労意欲が高まり自分で求人雑誌を見たりして応募、面接までこぎつけても、あまりにも多弁多動なため採用されないという事を繰り返している。また、万能感も強く自分は障がい者ではないと感じてしまうために、通院も中断し、作業所にも通所しなくなる。逆にうつ状態の時には家から出られなくなり、意欲減退で食事もままならないが、誰にも会いたくなくなるためヘルパーの利用や訪問看護は拒否してしまう。これが何度も繰り返されるので作業所に定着できず、居宅のサービスも本人が利用したいときにすぐに来てくれる制度ではないため、サービス提供のタイミングが病状の変化に合わずうまくサービスを利用できない。

【部会名：居住支援部会】

1 これまで検討した課題への取組みについて

(1)

課題	グループホームの消防設備課題や防災課題に対して、どう対応していくか。
目的	吹田市内の全てのグループホームが、無事に消防対応が出来ること
取組み	① 部会としてのグループホームの消防課題アンケートを行い、まとめる。 ② 吹田消防署と懇談会を開催し全体課題を整理し、個々の課題も検討する。 ③ 吹田市や議会への補助金を含めた要望は、連絡会を通じて行う。 ④ 吹田市は議会へのスプリンクラー設備整備補助提案を取り下げたのでその説明会を開く。 ⑤ 消防課題について、平成 30 年 4 月迄の見通しを付ける為に引き続き検討を続ける。

(2)

課題	高齢期を迎えての介護保険課題。グループホーム等の地域生活をどう進めるか。
目的	高齢期の支援課題の検討と、制度的な課題を整理し改善提案を検討する。
取組み	介護保険制度の全体像については早めに学習を行ったが、高齢者施設見学や高齢障害者が利用する介護保険の支援課題検討については、消防課題に追われてしまい、具体的な取り組みが出来てないので、2017 年度に課題を引き継ぐ。

(3)

課題	グループホームを増やす為にも、支援職員をどう確保して育成していくか。
目的	人材不足が死活問題。もっと暮らしの場への職員が増えないと事業閉鎖になる。
取組み	2017 年度の課題にしたものの、他の課題が忙しくてなかなか手が回らず。

(4)

課題	国の自立生活支援事業の実施で、地域での単身生活の課題がどうあるべきか。
目的	現在の単身支援の実態と課題を把握し、単身移行の条件・課題を明らかにする。
取組み	部会で個別の単身者ケースの学習を行う。今後は、現在のグループホーム利用の軽度の支援実態を把握し、単身出来る地域での条件づくりを検討していく。

2 部会の構成メンバー

機 関	団体名	担当者
市内全グループホーム担当	19 事業所	毎回、12-15 名程の参加
グループホーム	さつき福祉会ホーム事務局	☆世話人代表 伊藤成康
相談支援・グループホーム	ぷくぷく福祉会ネバーランド	世話人 足立雅美
精神相談・グループホーム	のぞみ福祉会エスペランサ	世話人 中山恭子
相談支援	さつき福祉会あおぞら	世話人 西沢富子
日中支援・グループホーム	にげら	世話人 水谷充規

3 開催状況

- 1/13 消防アンケートのまとめと吹田市としての在り方検討(要望書は連絡会として)
- 3/24 府の調査報告検討と「地域での単身生活の課題」についてのミニ学習会
- 5/26 消防対策として現状交流と、地域防災課題についての検討
- 7/21 暮らしの支援スタッフ育成研修 15名の参加で、利用者や自分自身へ向き合う為のコミュニケーション力アップの研修をしました。
- 9/22 スプリンクラー課題の検討。吹田市障がい福祉室を呼んでの補助金の見通しの説明と今後の対策について。
- 11/24 予定

4 今後の予定

- 消防署との懇談会を継続的に行い、スプリンクラー設置が必要だが設置が厳しいグループホームへの支援を行っていく。
- 高齢期課題に向けて、「高寿園」の見学と現在の介護保険制度の内容を理解し、今後の高齢障害者の地域生活の課題について検討する。
- グループホーム開設のハード課題の為の、物件探しの見通しを付けていく為に不動産業者との交流を図る。また、人材確保の検討と、人材育成の為の研修を行う。
- 今後の地域生活の在り方として、単身者が安心して暮らしていく為の、支援システムの在り方を検討する。
- 引き続き、暮らしの場への人材確保検討と育成・研修を行っていく。

【部会名：日中活動部会】

1 これまで検討した課題への取組みについて

(1) 利用者支援に関わって

課題	利用者支援について
目的	支援者にとって業務の最たる部分である「利用者支援」については、もっとも悩みや問題、課題が出されるところである。 これまで行ってきた路線を継続しつつ、事業所間の枠を超えて、学び、気づきを得る機会として取り組んでいきたい。
取組み	① 4/3（月）「個別支援計画」作成 GW 参加者：36名（25事業所） ⇒利用者支援の核となる個別支援計画について、グループワークを通じて学ぶ機会となった。相談支援事業所からの参加もいただく中で、事業所間の考え方の違いだけではなく、相談支援員との関わり方も学ぶことができた。 ② 7/3（月）「自己決定支援」について GW Part. 1 参加者：29名（14事業所） ⇒グループに分かれて、利用者本人の決定を尊重した支援を行う中で悩んでいることについて話合った。 精神・知的・身体の不調の特性や、障がい程度の重軽度の違いによる支援の難しさなどが報告された。 ③ 9/4（月）「自己決定支援」について GW Part. 2 参加者：24名（16事業所） ⇒連続学習会とした2回目。前回報告された内容から3つの事例を作成し、それをもとに、具体的な支援の方向性を検討する機会とした。 限られた時間の中で方向性を決めていくこと、自身が所属する事業所が主体とする障がいと違う障がいの方の検討を行うことは、様々な気づきを得る機会となったとの感想が多かった。 ④ 11/6（月）「それって虐待？」について GW 参加者：22名（11事業所） ⇒事例をもとに検証を行う中で、日常的な支援の中で権利侵害にあたる行為が果たしていないのか？と振り返り気づきを得ることを目的に開催。 「虐待」のワードを前にして、なかなか言い出せない、認めにくいことを第三者を交えたグループの中で、「そういえば」と日常の悩みが出され、議論されたことが良かったとの意見があった。日頃の支援の中で行き詰っている状況も見える内容だった。 ・内容的にも活発な議論を重ねることができ、他事業所の様子を知ることができたことなども好評だった。参加者の傾向として正規職員以外に非正規職員の

	参加も増えてきたことが特徴だった。事業所内の現場支援での非正規率が高くなっているが、職員間のコミュニケーションを図る時間の確保が難しいこと、現場支援員への十分な研修の実施ができていないなど、環境的にも厳しくなっている背景が見える。 これからも幅を広げながら検討を進めていく予定。
--	---

(3) 施設連絡会化に向けて

昨年度より、部会としての在り方について検討を進めてきた。

結果、今年度中を目途に施設連絡会へ形態を変えていく予定。

1 月より市内日中活動事業所に対して、参画の呼びかけを行っていく。

2 構成メンバー (2017 年度 11 月時点)

◆部会：市内障がい者事業所 16 事業所

◆事務局

事業所名	担当者
第 1 ヒューマン	藤井 (部会長) 香田 (事務局)
ブルーリボン	下郡 (事務局)
サフラン	本宮 (事務局)
Nigella	水谷 ・ 三浦 (事務局)
コミュニティキャンパス	濱田 (事務局)

3 開催状況

毎月第 1 月曜日 18:30～

4 今後の予定

- ・施設連絡会化に向けて
- ・研修等の実施

平成 29 年度当事者部会活動報告

✓ 当事者部会の目標

広く地域住民に障害者（児）に対する理解を深めてもらい、誰もが差別や偏見をもたれることのない社会の実現を目指していく一方で、福祉施策の拡充や権利擁護として、当事者抜きに当事者のことを決められないように障害当事者自らが声を挙げ、自立支援協議会の各専門部会において当事者の想いを発信していけるようにする。

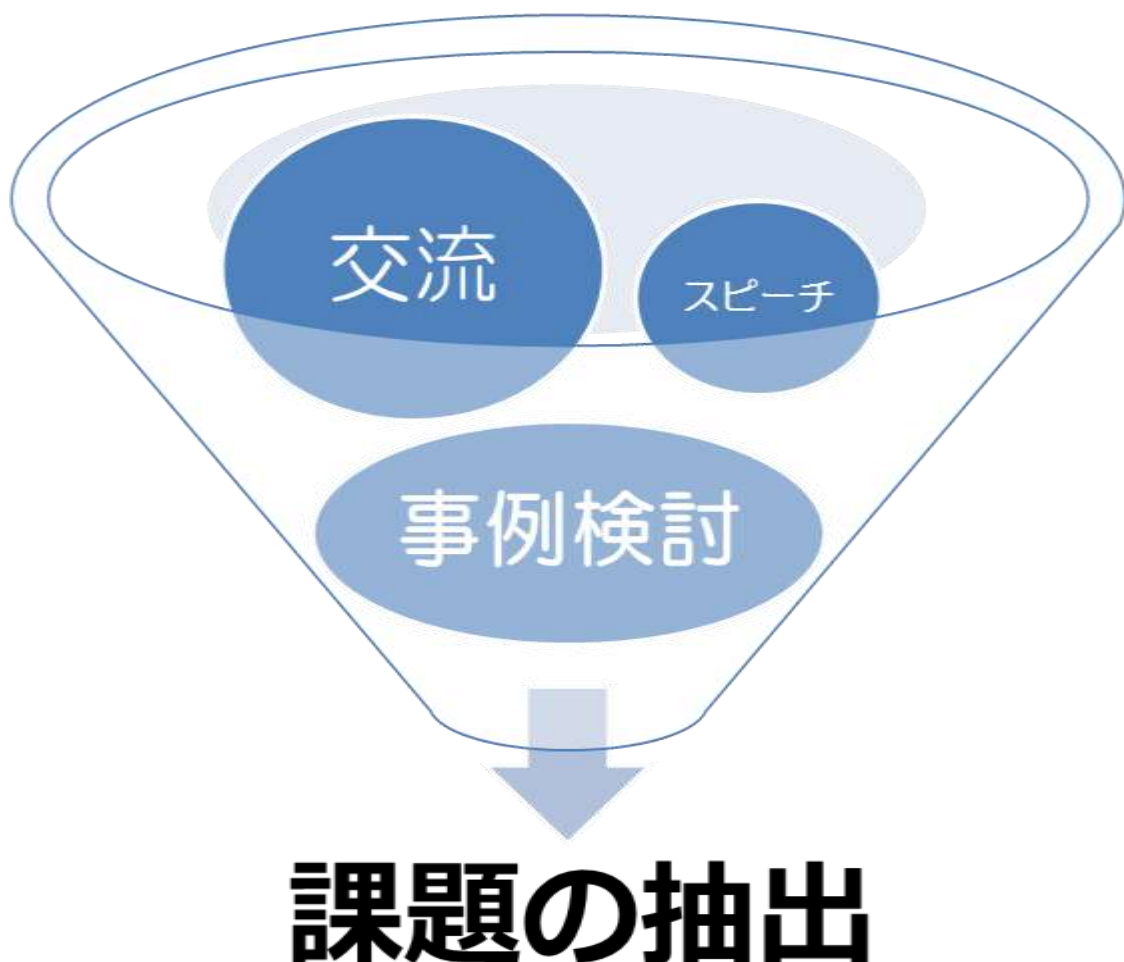
✓ 当事者部会の活動方針

活 動 方 針	知る
	伝える
	学ぶ

当事者部会の活動方針としては「知る」「伝える」「学ぶ」を 3 本柱として掲げ、まずは障害種別や生活環境も異なるお互いのことをもっと知り、相互理解を深めるために部会の定例会議冒頭で毎月 2 名の委員が自己紹介を兼ねた 5 分間のリレースピーチ形式による近況報告等を行っています。このスピーチによって知らなかったことを「知る」ことができ、自分自身のことを人に発信することで「伝える」という力もつきます。今後は広く地域市民にも障害者に対する理解を深めてもらうため、当事者が自ら赴いてお話する機会として出前講座や出張研修等を実施し、障害があっても当たり前前に地域で共に生きていける社会

にしていきたいと考えています。実現に向けては私たち当事者が自ら伝え、知ってもらうことが大事になるので、今後はリレースピーチの内容やテーマも十分に検討しながら進め、「学ぶ」についてもこれまでの生活環境の違いから「学ぶ」ことだけではなく、不定期に内部学習会等を行い、障害者を取り巻く環境や福祉情勢を学ぶ場として、私たち当事者自らのスキルアップにもつなげていきたい。

課題抽出に向けた取り組み



準備会当時から開催してきた交流の場として、障害者同士だからわかること、同じ障害であっても知らなかったことが分かり合える「しゃべり場」や障害があってもなくても気軽に楽しめる「バーベキュー交流会」は今年度も実施しました。当事者の視点から見た社会障壁と感じる施設や設備、人の対応などをバリアフリー調査する「しらべ隊」も実施しました。交流会やバリアフリー調査を通して、これまで見えなかった課題や問題に気づくことができましたし、リレースピーチを行うことによって、よりお互いのことの共有・共感

ができました。また、定例会議では毎月 1 つのテーマに基づく事例検討を行い、それぞれの障害の立場から見た問題点や改善点を挙げることで、当事者にとってのさまざまな課題が浮き彫りになってきました。

活動記録

日時	内容	所感
6 月 24 日	しゃべり場（第 6 回）	参加人数は当事者 10 名 テーマは「障害者ならではのがあるある」 他己紹介が新鮮で、相手の立場に立つ大切さが分かった。
7 月 22 日	みんなのまちをしらべ隊	参加人数は全体で 27 名 民族学博物館と EXPOCITY の観覧車について バリアフリー調査を実施し、それぞれ感じたことを報告。また、茨木市の当事者部会からの参加もあった。
10 月 21 日	しゃべり場（第 7 回）	参加人数は当事者 10 名。 テーマは「身近な疑問・問題・課題について考える」 自身の障害の受け入れ方に対してさまざまな違いがあった。 他己紹介は好評で、当事者部会の 3 本柱である「知る・伝える・学ぶ」を实践できた。
11 月 4 日	バーベキュー交流会	参加人数は全体で 44 名 急に天候が変わるというハプニングがあったが、初参加の方も多く見られ、新たな交流も生まれた。
3 月 15 日	部会内学習会	内容未定（講師は大阪府立大の三田先生）
毎月第 3 木曜	定例会議	リレースピーチ、事例検討等

事例検討内容

日時	内容	所感
7 月	バニラエアの搭乗拒否問題	LCC は歩ける人しか利用できないとしたら差別。 合理的配慮は重要。 しかし、この事例は合理的配慮以前の問題。 障害者によっても「事前に連絡しなかった本人が悪い」という声もある。事前連絡が合理的配慮か？ 車いすでエスカレーターを利用して転落する事故もあったばかり。
8 月	大阪モノレールのエレベーター使用不可問題	大阪モノレールのエレベーター改修工事期間中は駅を利用できないのは移動の権利を侵害する大問題。 エレベーターなくして垂直移動ができない当事者にとっては不便極まりない。 飲食店等で入店を断られたりするケースが日常的によくある。
9 月	吹田市で発生した大規模停電問題	危機管理はどうなっているのか？ 最寄りの福祉避難所の場所を知っているか？ 要援護者リストに登録しているか？ 防災について改めて考えさせられる機会となった。 被害規模も復旧のメドも何一つアナウンスがない。 避難するかどうかを含め、個人の自主性に委ねられた印象。
10 月	バリカー問題から考える合理的配慮 (車両進入禁止等を目的とする鉄柵)	バリカーがあって公園等に入れないのは差別。 ユニバーサルデザインを掲げるなら、当事者の参画は不可欠。 「手話通訳なし」という記載があるのは差別。 「バリカーがあって通りにくければ通らなければいい」という差別的発言もあった。
11 月	公共交通機関における接遇について	声かけられることが増えた。 乗車するまでに長く待たされる。
1 月	日常生活での金銭管理はどうしてる？	家族が行っている。 ヘルパーに託すには不安感がある。 自分で行う。 ヘルパーを信頼している。 信頼していないヘルパーには個人情報伝えない。

		ATM の横にある受話器でガイダンスを使う。 生活の相談ができる場所が増えてほしい。 成年後見制度がもっと柔軟な使い方ができるようになれば…
--	--	--

当事者にとって困った事例

- ✓ 手話通訳者派遣サービスは娯楽目的や買い物等では利用できない。
- ✓ 介護タクシーは夜間以降の営業をしているタクシーがほとんどない。
- ✓ コミュニケーションボードやイラストメニューを置いてほしい。
- ✓ 災害があった場合、私はどうしたらいいですか？
- ✓ 困ったことを相談するのはどこですか？
- ✓ 車いすでは危険な歩道が多すぎる。
- ✓ 精神・知的・発達障害者は外見から理解してもらいにくい。
- ✓ 精神障害者がバス等の優先座席を利用していると不快な顔をされる。
- ✓ 採用条件の「自力」という条件のあり方。
- ✓ 物件探し時の障害者理解のあり方（障害を理由に断られる）。
- ✓ 配布される資料にルビや点字がない。
- ✓ 触地図があってもどこにその地図があるのか誘導する音声案内がない
- ✓ バリカーのせいで通り抜けができず、大きく迂回しなければならない。
- ✓ 車いす用トイレと多目的トイレの違いがわからない。
- ✓ 一人で通勤・通学ができない。
- ✓ 公共施設のインターホンには位置を知らせる音声案内がない。

…and more.

今後の予定

3 月 15 日	内部学習会
4 月以降	交流バーベキュー しゃべり場 出前講座など